

# 上菅・菅生小学校区 学校地域協議会だより

令和8年6月発行  
VOL 5  
姫路市教育委員会  
教育企画室

❖ 第5回 上菅・菅生小学校区学校地域協議会を開催しました  
(日時：令和8年5月29日 19時～ 場所：上菅公民館 2階 第2会議室)

第5回の協議会では、閉校記念事業補助金交付要綱、交流行事、統合までのスケジュールやスクールバスについて協議を行いました。

## ■ 協議内容について

### 協議会で検討した事項

- (1) 閉校記念事業補助金交付要綱について
- (2) 交流行事について
- (3) 統合までのスケジュールについて
- (4) スクールバスについて
- (5) その他



## ■ 主な意見について

### 【姫路市立小中学校閉校記念事業補助金について】

統合による閉校が予定されている市立の小学校、中学校及び義務教育学校について、自主的に閉校を記念する事業を行おうとしている団体に対し、「姫路市立小中学校閉校記念事業補助金」を交付します。

- ① 目的：閉校記念事業への補助
- ② 補助金の交付対象となる団体：実行委員会（閉校予定学校の児童生徒の保護者・卒業生・その他地域の関係者で構成する団体）※閉校予定学校につき1つの実行委員会に限る。

### ③ 補助金の交付対象となる事業

- ・ 閉校記念式典及び閉校記念行事に関する事業
- ・ 閉校に伴う記念誌の発行及び記録映像等の製作
- ・ 配布用の閉校記念の物品（消耗品を含む。）の購入等

### ④ 補助対象金額：限度額40万円（ただし、25万円を超える場合、25万円＋（25万円を超える額の2分の1））

～～～～～  
主な質問(・)と教育委員会の考え方(>)は下記のとおりです。

- ・ 補助金の交付を受けるにあたり、提出する計画書等は、所定の様式があるのか。  
> 様式がある。 ※ 学校や保護者等の関係者へ要綱・様式を送付する。ホームページにも掲載予定。
- ・ 時期を分けて閉校記念事業のイベントを行う場合、補助金を2回に分けて交付することは可能か。  
> 補助対象金額の限度額内であれば、可能である。本補助金は閉校記念事業にのみ活用することができる。市民活動推進課の事業である「地域交流活動助成事業補助金」を活用したイベントを実施する場合は、閉校記念事業補助金と事業主体、事業内容を明確に分けることで、それぞれの補助金を活用できる。

### 【両校児童の交流行事について】 ※校長より説明

主な意見は下記のとおりです。 (⇒は校長の回答)

- ・ 交流行事に係る費用は誰が負担するのか。  
⇒ 学校間の移動については、市の事業である「学び舎ひとつプロジェクト」の予算を活用する。さらに、県や市の予算を活用した環境体験事業や体験活動推進事業のほか、林間学校についても合同で実施する。
- ・ 路線バス等での移動費用は保護者負担となるのか。  
⇒ 「学び舎ひとつプロジェクト」の予算を活用する。

## 上菅小学校と菅生小学校の統合までのスケジュール（案）

	令和8年度			令和9年度			
上菅小学校 ・ 菅生小学校	自治会、PTA、学校	→					
	学校地域協議会（通学等諸課題の洗い出し、対応策の検討）	→					
	スクールバス検討 （運行ルート、集合場所）			→			
				→			
	通学体験						
	交流行事（合同授業、学校行事、オープンスクール）	→					

★統合校の概要作成  
■統合前住民説明会  
□閉校式（学校主催）  
□閉校式（地域主催）

●児童・保護者アンケート

R9.4統合

主な質問(・)と教育委員会の考え方(>)は下記のとおりです。

- ・跡地活用やスポーツ 21 等の課題を解決できていないので、一度 P T A、学校、自治会に分けて話をする場を設けてほしい。避難所としていつまで残るのか等、今後のことを検討する場が統合までに必要ではないか。
- >跡地活用については、市の政策局が現在基本方針を作成しているのので、本日の協議会の情報も共有し、今後、地域の方に説明する機会を設けていきたい。

### 【スクールバスについて】

#### ◆概要

1. 対象 ……令和 9 年 4 月に統合を予定している上菅小学校の児童
2. 使用車両……………マイクロバス（29 人乗り（運転手を含む））2 台を想定  
※バスは市が購入し、運行管理業務を委託する。
3. 運行回数（原則） ……スクールバス 登校 2 コース 各 1 便  
下校 2 コース 各 1 便（低学年と高学年の終業時間が同じ日）  
2 コース 各 2 便（低学年と高学年の終業時間が異なる日）  
※放課後児童クラブは別途 1 便を予定（希望者のみ）
4. 運行日数……………スクールバス 年間 210 日程度

主な質問(・)と教育委員会の考え方(>)は下記のとおりです。

- ・スクールバスの契約内容は 3 校（上菅、谷内、古知）とも同じ内容か。  
>同様である。
- ・これまでの協議会でバスの停留所等上菅小学校側の意見を伝えてきているが、契約内容に反映はされるのか。  
>業者が決定してからの協議となるが、上菅小学校の意見は反映したい。
- ・登下校の安全について責任を持つのは保護者だと認識している。学校側は安全な登下校について指導するが、スクールバスの場合、管理はどうなるのか。  
>車内で何か起きた場合は受託した業者が管理することになる。トラブルの内容をバスの運転手が学校・市へ連絡し、その後の対応を学校・市側で検討することになる。安全管理は最も重要な業務の一つだと考えている。今後業者を選定するにあたり、安全管理について業者から提案があるので、しっかりと意見を聴取して契約していきたい。
- ・スケジュールは以前から決まっていたが、バスの購入や運行管理業務の委託が決まるのが遅いのではないか。  
>令和 9 年 4 月に合わせたスケジュールで動いている。